

秩父市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 利用の手引き



秩父市イメージキャラクター
ポテくんまん

秩父市

目次

はじめに	P.1
1. 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは	P.1
2. 届出を行うことができる方	P.1
3. 届出に必要な書類	P.2
4. 届出の流れ	P.3
5. 届出受理証明書及び届出受理証明カード	P.5
6. 届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付	P.7
7. 届出内容の変更	P.8
8. 届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還	P.10
9. 無効となる届出	P.11
10. Q&A	P.11

はじめに

秩父市では、一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、令和6年2月1日から「秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始します。

この制度は、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税の控除等）を生じさせるものではありませんが、性的指向や性自認に係る性的マイノリティの方の困難や生きづらさの軽減に繋がるよう、市民・事業者のみなさまのご理解・ご協力を得ながら、それぞれの生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指して取り組んでいきます。

1. 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係（パートナーシップ）であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。

また、パートナーシップの届出をするお二人の双方又は一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合、家族として協力し合う関係（ファミリーシップ）にあることを届け出ることができます。

2. 届出を行うことができる方

パートナーシップの届出を行うとき

双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティであるお二人で、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 届出日において、双方が民法に規定する成年（満18歳）に達していること。
- (2) 市内に住所を有していること。
または届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) お互いが近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。）ではないこと。（養子縁組によって近親者となった者を除く。）
- (4) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

パートナーシップに加えてファミリーシップの届出を行うとき

- (1) パートナーシップ届出者の双方又は一方の子（養子を含む。）や親（養親を含む。）等であること。
- (2) パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であること。

3. 届出に必要な書類

パートナーシップの届出を行うとき

(1) 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

(2) 【市内に住所を有する場合】住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（同一世帯であれば1通で可）

※届出日以前3か月以内に発行されたものに限りませす。

※本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

※【市外に住所を有する場合】転入後に住民票の写し等を提出してください。

（8ページ「7. 届出内容の変更」参照）

(3) 戸籍全部事項証明書（お二人が養子縁組をして同一戸籍であれば1通で可）、戸籍個人事項証明書、独身証明書など、婚姻をしていないことが確認できる書類

※届出日以前3か月以内に発行されたものに限りませす。

※外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入）を添えて提出してください。

(4) 顔写真付きの本人確認書類（有効期限があるものは期限内のものに限りませす）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など。
- ・顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険証、年金手帳等のご本人が確認できる証明書等を2点ご用意ください。

(5) 【通称名の記載を希望する場合】日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

※届出受理証明書及び届出受理証明カードに通称名を記載することができます。

※外国人住民の住民票への通称記載とは異なるものです。本制度で通称名を記載しても、住民票には記載されませせん。

パートナーシップに加えてファミリーシップの届出を行うとき

(1) 届出者との関係性が確認できる書類

例・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出者と同一世帯の場合）

- ・戸籍全部事項証明書（届出者と同一世帯でない場合）

※届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。

※住民票の写し等は、本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

※パートナーシップの届出に添付する住民票や戸籍全部事項証明書等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合はその書類をもってあてることができます。

(2) パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類（詳細はお問合せください。）

4. 届出の流れ

①事前予約

届出を希望する日の1か月前から7日前までに電話、FAX、メールのいずれかにて、届出日を予約してください。日時や場所等の確認連絡を行います。

- ・電話の場合は、「届出するお二人の氏名・住所・電話番号・届出希望日（第3希望まで）」をお伺いします。
- ・FAXの場合は、「届出するお二人の氏名（フリガナ）・住所・FAX番号・届出希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・メールの場合は、「届出するお二人の氏名（フリガナ）・住所・届出希望日（第3希望まで）」をご記入ください。

※届出日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く。）の8時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）です。

※届出は原則、個室で対応いたします。

※ファミリーシップの届出を併せて希望する場合は、ファミリーシップ対象者の氏名、パートナーシップの届出をするお二人との関係性及び生計が同一であることについてもお伝えください。

【連絡先】

秩父市役所 市民部 市民生活課（本庁舎2階）

電 話：0494-26-1133

FAX：0494-26-1132

メール：seikatsu@city.chichibu.lg.jp

②届出

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、届出をするお二人で予約した場所まで直接お越しください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

③届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付

届出から1週間後を目途に、届出受理証明書及び届出受理証明カードをお二人にそれぞれ1部ずつ交付します。窓口又は郵送による交付が可能です。届出時に希望交付方法を確認します。

※窓口交付の場合は、届出受理証明書及び届出受理証明カードの準備ができ次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。

※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。届出の際に切手を貼った返信用封筒（送付先住所・氏名を記載したもの）をお持ちください。

※届出において、双方又は一方が秩父市に転入予定である場合は、秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票を交付します。転入後、受付票と変更届（8ページ「7. 届出内容の変更」参照）に伴う必要書類をご提出いただいた後に、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付します。

5. 届出受理証明書及び届出受理証明カード

届出受理証明書（A4サイズ）

様式第2号

秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号
年 月 日

秩父市長



秩父市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度に関する要綱第5条の規定に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受理したことを証明します。

届出者

氏 名 (通称名)	様 ()	氏 名 (通称名)	様 ()
生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日	年 月 日


ファミリーシップ対象者

氏 名	様	氏 名	様
生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日	年 月 日

届出日 年 月 日

届出受理証明カード（折り畳み式）

（外側）

<p>（自由記入）</p> <p>私は、医療機関に対し、私の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。</p> <p>（許可しない項目があれば、×を付けてください。）</p> <p>【 情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会 】 【 緊急連絡先 】 【 特記欄 】</p> <p>自筆書名 署名年月日</p>	 <p>秩父市</p>
--	--

（内側）

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード</p> <p>秩父市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、 年 月 日に届出を受理したことを証明します。</p> <p>（本人） (パートナー)</p> <p style="text-align: center;">様 様</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>ファミリーシップ対象者</p> <p style="text-align: center;">様 様</p>	<p>この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。</p> <p>受理証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この制度を利用する方の性の在り方（性自認、性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。</p> <p style="text-align: center;">秩父市長</p> <p>戸籍上の氏名（※通称使用の場合）</p> <p>（本人） (パートナー)</p> <p style="text-align: center;">様 様 様</p>
---	--

6. 届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付

次の場合は、届出受理証明書や届出受理証明カードの再交付を申請することが可能です。

- (1) 届出受理証明書や届出受理証明カードを紛失したとき。
- (2) 届出受理証明書や届出受理証明カードを破損等したとき。
- (3) その他特段の事情があるとき。

再交付申請手続きの流れ

①事前予約

再交付の申請を希望する日の7日前までに電話、FAX、メールのいずれかにて、申請日を予約してください。日時や場所等の確認連絡を行います。

- ・電話の場合は、「再交付を希望する方の氏名・交付番号・理由・電話番号・申請希望日（第3希望まで）」を伺います。
- ・FAXの場合は、「再交付を希望する方の氏名（フリガナ）・交付番号・理由・FAX番号・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・メールの場合は、「再交付を希望する方の氏名（フリガナ）・交付番号・理由・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。

※申請日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く。）の8時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）です。

※申請は原則、個室で対応いたします。

②申請

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、再交付を希望するご本人が予約した場所まで直接お越しください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

③届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付

申請から1週間後を目途に、届出受理証明書や届出受理証明カードを再交付します。窓口又は郵送による交付が可能です。申請時に希望再交付方法を確認します。

※窓口交付の場合は、届出受理証明書や届出受理証明カードの準備ができ次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。

※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。申請の際に切手を貼った返信用封筒（送付先住所・氏名を記載したもの）をお持ちください。

必要書類

- (1) 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書
- (2) 届出受理証明書（破損等の場合）
- (3) 届出受理証明カード（破損等の場合）
- (4) 本人確認書類（2ページ参照）

7. 届出内容の変更

次の場合は、届出内容変更の届出を行ってください。

- (1) 届出者が市内に転入したとき。
- (2) 届出者が市内で転居したとき。
- (3) 届出者の氏名に変更があったとき。
- (4) ファミリーシップを解消するとき。
- (5) ファミリーシップを結ぶ者を追加するとき。
- (6) その他届出内容に変更が生じたとき。

変更届出手続きの流れ

①事前予約

変更の届出を希望する日の7日前までに電話、FAX、メールのいずれかにて、届出日を予約してください。日時や場所等の確認連絡を行います。

- ・電話の場合は、「氏名・交付番号・変更内容・電話番号・申請希望日（第3希望まで）」を伺います。
- ・FAXの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・変更内容・FAX番号・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・メールの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・変更内容・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。

※届出日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く。）の8時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）です。

※届出は原則、個室で対応いたします。

②届出

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、予約した場所まで直接お越しください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

ます。

③届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付

届出受理証明書及び届出受理証明カードに記載の内容が変更となった場合は、届出から1週間後を目途に交付します。窓口又は郵送による交付が可能です。届出時に希望交付方法を確認します。

※窓口交付の場合は、届出受理証明書や届出受理証明カードの準備ができ次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。

※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。届出の際に切手を貼った返信用封筒（送付先住所・氏名を記載したもの）をお持ちください。

必要書類

(1) 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届 ※必須

(2) 本人確認書類（2ページ参照） ※必須

場合に応じて以下の書類が必要となります。

(3) 【記載内容に変更が生じる場合】

- ア. 届出受理証明書
- イ. 届出受理証明カード

(4) 【届出者が市内に転入した場合】

- ア. 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票
- イ. 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(5) 【届出者が市内で転居した場合】

- ・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(6) 【届出者の氏名に変更があった場合】

- ・ 戸籍個人事項証明書等

(7) 【ファミリーシップ対象者を追加する場合】

- ア. 届出者との関係性が確認できる書類（3ページ参照）
- イ. パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類

(8) 【新たに通称名を記載する場合や通称名の変更の場合】 ※外国人住民の住民票への通称記載とは異なります。

- ・ 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

8. 届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還

次の場合は、届出受理証明書と届出受理証明カードを市に返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 届出者の一方が死亡したとき。
- (3) 届出に関する要件を満たさなくなったとき。

※転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除きます。

返還手続きの流れ

①事前予約

返還を希望する日の7日前までに電話、FAX、メールのいずれかにて、返還日を予約してください。日時や場所等の確認連絡を行います。

- ・電話の場合は、「氏名・交付番号・返還理由・電話番号・返還希望日（第3希望まで）」をお伺いします。
- ・FAXの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・返還理由・FAX番号・返還希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・メールの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・返還理由・返還希望日（第3希望まで）」をご記入ください。

※返還日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く。）の8時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）です。

※返還は原則、個室で対応いたします。

※郵送での返還はできません。

②返還

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、予約した場所まで直接お越しください。※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

必要書類

- (1) 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届
- (2) 届出受理証明書
- (3) 届出受理証明カード
- (4) 本人確認書類（2ページ参照）

9. 無効となる届出

次の場合は、届出を無効とします。無効となった受領証明書等は市にご返還ください。

- パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
- 届出の要件を満たさないとき。
- （転入予定として届出をした後）期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- 届出の内容に虚偽があったとき。
- 不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

※届出の内容に虚偽があったときや不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、届出受理証明書の交付番号を公表する場合があります。

10. Q&A

Q1. この制度と婚姻制度は、どのような違いがありますか。

A1. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利が発生します。一方、本制度は市が独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A2. 本制度の導入が、性的マイノリティの方の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになると考えております。

Q3. 秩父市に住んでいなくても届出をすることはできますか。

A3. 一方が市内に住んでいてももう一方が届出日から3ヶ月以内に市内へ転入する予定の場合や、お二人が届出日から3ヶ月以内に市内へ転入を予定している場合は届出をすることができます。なお、秩父市に転入予定の方を含む届出をした場合は、秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票をお渡しします。

Q4. 同居していないと届出できませんか。

A4. パートナーシップの届出は、必ずしも同居している必要はありません。また、ファミリーシップ対象者については、住所に関する要件はありませんので、市外に住んでいる場合や同居していない場合でも条件を満たせば届出ができます。

Q5. 養子縁組をしていても、届出はできますか。

A5. お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く。）でなければ、パートナーシップの届出が可能です。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの条件を満たせばファミリーシップ届出制度の対象となります。

Q6. 届出をすると戸籍や住民票に記載されますか。

A6. 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、秩父市独自の制度であるため、届出をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に記載はされません。

Q7. 届出受理証明書等に通称名は記載されますか。

A7. 届出受理証明書及び届出受理証明カードに通称名を記載することができます。通称名の記載を希望される方は、届出時に日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。

なお、本制度における証明書及び証明カードに記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名使用することを保証したりするものではありません。また、外国人住民の住民票への通称記載とは異なります。本制度で通称名を記載しても、住民票には記載されません。

Q8. 届出に費用はかかりますか。

A8. 届出受理証明書や届出受理証明カードの発行に費用はかかりません。ただし、届出の必要書類によっては、取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。また、届出受理証明書や届出受理証明カードの郵送による交付を希望される場合は、郵便料等をご負担いただきます。

Q9. 個室で手続きをすることはできますか。

A9. 届出（内容変更を含む。）や再交付申請、返還の際は、原則個室にて対応いたします。

Q10. 届出受理証明書や届出受理証明カードは即日交付されますか。

A10. 審査のため、交付まで一週間ほどお時間をいただきます。

Q11. 市外に引っ越しをするときは、どのようにすればよいですか。

A11. 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届を提出するとともに、届出受理証明書及び届出受理証明カードを返還してください。

(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除きます。)

Q12. 届出はいつ行うことができますか。

A12. 届出や届出受理証明書等の交付は、月曜から金曜(祝日、年末年始を除く。)の8時30分から17時まで(12時から13時までを除く。)となります。

Q13. 外国籍でも届出はできますか。

A13. 外国籍の方でも、市内に住んでいる、又は、市内への転入を予定していれば、届出をすることが可能です。なお、外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入)を添えて提出してください。

Q14. 受理証明書や受理証明カードには、どのような効力がありますか。

A14. 秩父市において、市営住宅への入居申込み等ができます。最新のサービスについては、市ホームページをご確認ください。また、携帯電話の家族割引が適用される、生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった民間サービスを受けられる場合があります。

Q15. なりすましや悪用をされる心配はありませんか。

A15. 秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度では、届出の際に届出者お二人でお越しいただき、本人確認書類の提示を求めることでなりすまし等を防止しています。また、証明書等を不正に使用したことが判明したときなどは、届出を無効とし交付番号を公表する場合があります。

初版 令和6年2月発行

秩父市役所 市民部 市民生活課

〒368-8686 秩父市熊木町 8-15

電 話：0494-26-1133

F A X：0494-26-1132

メー ル：seikatsu@city.chichibu.lg.jp